

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第3条に係る労働基準局関係法令等

労働基準法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第96条 ・事業附属寄宿舍規程第36条	事業附属寄宿舍規程第36条による適用特例許可の有効期間	特例を必要とする期間	処分

賃金の支払の確保等に関する法律

条文	権利内容	備考	根拠
第7条 ・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第9条第4項	労働基準監督署長への認定の申請	退職の日から6月以内	法令
・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第17条第3項	立替払賃金の請求	破産の宣告等又は労働基準監督署長の認定があった日の翌日から起算して2年以内	法令

労働者災害補償保険法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第19条の2、第22条、第22条の2、第22条の3、第22条の4、第22条の5、第24条及び第26条	労災保険給付の請求	・療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利については2年 ・障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利については5年	法令

安全衛生法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第41条			
・ボイラー則第37条	ボイラー検査証（構造検査又は落成検査）の有効期間	1年間	処分
・ボイラー則第38条第2項	性能検査後更新されたボイラー検査証の有効期間	1年未満又は1年を超え2年以内の期間	処分
・ボイラー則第72条	第一種圧力容器検査証（落成検査）の有効期間	1年間	処分
・ボイラー則第73条第2項	性能検査後更新された第一種圧力容器検査証の有効期間	1年未満又は1年を超え2年以内の期間	処分
・クレーン則第10条	クレーン検査証（落成検査）の有効期間	2年（落成検査の結果により2年未満）	処分
・クレーン則第43条	性能検査後更新されたクレーン検査証の有効期間	2年未満又は2年を超え3年以内	処分
・クレーン則第60条	移動式クレーン検査証（製造検査又は使用検査）の有効期間	2年（製造検査又は使用検査の結果により2年未満）	処分
・クレーン則第84条	性能検査後更新された移動式クレーン検査証の有効期間	2年未満又は2年を超え3年以内	処分
・クレーン則第100条	デリック検査証（落成検査）の有効期間	2年（落成検査の結果により2年未満）	処分
・クレーン則第128条	性能検査後更新されたデリック検査証の有効期間	2年未満又は2年を超え3年以内	処分
・クレーン則第144条	エレベーター検査証（落成検査）有効期間	1年	処分
・クレーン則第162条	性能検査後更新されたエレベーター検査証の有効期間	1年未満又は1年を超え2年以内の期間	処分

・ゴンドラ則第9条	ゴンドラ検査証（製造検査又は使用検査）の有効期間	1年	処分
・ゴンドラ則第27条	性能検査後更新されたゴンドラ検査証の有効期間	1年未満	処分
第44条の3 ・検定則第10条	型式検定合格証の有効期間	機械等の種類により3年又は5年	処分
第46条の2第1項	登録製造時等検査機関の更新	登録後5年以内	法令
第53条の3（法第46条の2第1項の準用）	登録性能検査機関の更新	登録後5年以内	法令
第54条（法第46条の2第1項の準用）	登録個別検定機関の更新	登録後5年以内	法令
第54条の2（法第46条の2第1項の準用）	登録型式検定機関の更新	登録後5年以内	法令
第73条 ・ボイラー則第107第1項	特別ボイラー溶接士免許及び普通ボイラー溶接士免許の有効期間	2年間	処分
第75条第3項 ・クレーン則227	登録教習を修了した者に対する試験の免除 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験等の免除（細目は下記） ○クレーン運転実技教習を修了した者 ○学科試験に合格した者	修了日より1年間 修了した日から起算して1年を経過しない間 当該学科試験が行われた日から1年を超えない期間 （同じ指定試験機関で受験する場合に限る。）	法令
・クレーン則233	移動式クレーン運転士免許試験の学科試験等の免除（細目は	修了した日から起算して1年を経過しない間 当該学科試験が行われた日か	法令

	下記) ○移動式クレーン運 転実技教習を修了し た者 ○学科試験の合格し た者	ら1年を超えない期間 (同じ指定試験機関で受験す る場合に限る。)	
第77条第4項	登録教習機関の登録 の更新	登録後5年以内	法令
第88条第1項ただし書 ・安衛則87条の6	計画の届出免除の更 新	登録後3年以内	法令
登録省令 ・第1条の2の4第 1項 ・第19条の24の 35第1項	登録安全衛生推進者 等養成講習機関の更 新 登録ボイラー実技講 習機関の更新	登録後5年以内 登録後5年以内	法令 法令

「備考」(根拠欄について)

- ・ 処分 法令に基づく行政庁の処分により付与された権利その他の利益
- ・ 法令 法令に基づく何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利